

極意
その1

契約する前に よく考えましょう!

お金を借りる理由は人それぞれですが、まずは次の3つのポイントについてよく考えることが大事です。

1 本当に必要なお金ですか?

現在の社会には数々の魅力的な商品やサービスの広告があふれています。それを見て衝動的に行動する前に、本当に必要なのか、必要であってもお金を借りずに購入できないか等を良く考えましょう。

2 自分の収入で返せますか?

クレジットカードで分割払いをしたり、消費者金融や銀行などからお金を借りると商品等の代金や借入元金のほかに利息が発生します。途中で支払いに困ることがないように、支払いの総額がいくらになるのか、自分の収入で返済できるかをよく調べましょう。

3 ご家族と相談していますか?

高額なお金を借りた場合、返済期間は長期になることが多くなります。返済が難しくなった場合には、家族みんなに影響が出てしまいます。返済期間中のライフイベントを考慮しながら、家族と一緒に相談して決めることが大切です。



登録貸金業者に関する苦情等

- ◆道庁消費者安全課(貸金業担当) / 011-231-4111(内線24-527)
0120-1-78372(月・金10:00~12:00/13:00~16:00)
- ◆北海道財務局金融ほっとライン / 011-807-5145
- ◆日本貸金業協会北海道支部 / 011-222-6033

契約トラブルに関するご相談

- ◆消費者ホットライン / 188(お近くの消費生活センター等をご案内します。)
- ◆貸金業相談・紛争解決センター(日本貸金業協会) / 0570-051-051

債務整理に関するご相談

- ◆北海道財務局多重債務者相談窓口 / 011-807-5144
- ◆日本司法支援センター(法テラス) / 0570-078-374
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 / 0570-031640

◆弁護士会(法律相談センター)
札幌 011-251-7730
旭川 0166-51-9527
函館 0138-41-0232
釧路 0154-41-3444

◆司法書士会(総合相談センター)
札幌 011-272-9035
旭川 0166-51-7837
函館 0138-27-2345
釧路 0800-800-3946

ヤミ金・犯罪被害に関するご相談

警察相談センター
#9110

ダイヤル回線電話、IP電話など、
「#9110」でつながらない場合は、
右記の番号にかけてください。

北海道警察本部 011-241-9110
函館方面本部 0138-51-9110
旭川方面本部 0166-34-9110
釧路方面本部 0154-23-9110
北見方面本部 0157-24-9110

ギャンブル等の依存症に関するご相談

- ◆北海道立精神保健福祉センター / 011-864-7000(相談予約) ※札幌市民以外の方
- ◆札幌こころのセンター(札幌市精神保健福祉センター) / 011-622-0556(相談予約) ※札幌市民の方



お金の トラブルに ご用心!!



消費者金融・銀行等のカードローンや、クレジットの利用などの借金に関するお金のトラブルが多く発生しています。安全・安心にお金を借りるための注意点などをご紹介します。

極意 その2

借入先について 十分にチェック!

1 登録状況を確認しましょう。

お金の貸付けを行うためには、国や都道府県への登録が必要です。借入を予定している事業者が登録しているかどうかをチェックしましょう。

貸金業者の登録番号(例)

北海道知事(2)石第99999号

登録している行政庁
(都道府県が財務局)

登録更新の
回数(3年毎)

登録番号
(5ケタ)

※北海道の場合、登録番号の前に担当する振興局名が含まれます。
(例:石狩→石、渡島→渡)

登録状況は金融庁のサイトで検索できます。

<http://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>

貸金業登録

検索

2 契約相手の対応を確認しましょう。

登録事業者は、勧誘方法、契約手続き、貸付けの上限利率、取り立て方法などが法令等で定められています。

貸金業者に対する主な規制

- 携帯電話を使った勧誘の禁止
- 貸付け条件を表示しない広告の禁止
- 借入れが容易であることを過度に強調した広告や誇大広告の禁止
- 貸付け金利は年率20%以下
- 契約前には書面により説明が必要
- 契約時は契約書の交付が必要
- 返済を受けた場合は受取証書の交付が必要
- 人を威迫したり、人の私生活や業務の平穩を害する言動の禁止

登録事業者の対応に疑問や問題があると思う場合は登録している行政庁にご相談ください。

極意 その3

ヤミ金業者の 勧誘に注意!!



道内でも無登録で貸付けを行う業者(いわゆるヤミ金業者)による被害が多く発生しています。ヤミ金業者は、高額な利息の請求、苛烈な取り立てや個人情報の悪用等の違法行為を行います。またその利益は暴力団やテロの資金源にもつながります。絶対に利用しないようにしましょう。

代表的な手口の例

090金融

チラシに書いてある携帯番号に電話してお金を借りたら高額な利息を請求された。

押し貸し

契約もしていないのに勝手に銀行口座にお金が振り込まれ、後日高額な利息を請求された。

買い取り屋

クレジットカードで高額商品を購入してきたら買い取ると言われて申し込んだがカードの返済だけが残った。

車リース金融

「車の買い取り名目で融資します」と言われて申し込んだら高額な利息を請求され、車も勝手に売却された。

融資保証金詐欺

融資を申し込んだら保証料等の手数料が必要と言われ振り込んだが、融資されず連絡も取れなくなった。

携帯電話の名義貸し

携帯電話やタブレットPCを契約してきたらお金を貸すと言われ端末機をそのまま渡してしまった。

アルバイト詐欺

借入れ調査のアルバイトと言われ新規契約したカードと現金を渡したが、債務だけ残り連絡も取れなくなった。

プリペイドカード詐欺

未納の情報サービス利用料としてプリペイドカードを購入しID番号の写真をメールで送るよう言われた。

極意 その4

返済に 困った時には…

1 債務整理の相談をしてみる。

病気などでやむを得ず返済が困難になった時には法律の専門家に債務整理を相談する方法があります。道内各地にも無料相談窓口があります。

【主な債務整理の方法】

名称	特徴・注意点	費用※	期間※
任意整理	法律専門家(弁護士又は司法書士)が貸金業者と交渉し債務の減額を行います。	数万円	2~4ヶ月
特定調停	裁判所に調停の申し立てを行い、債務の減額などを行います。	数千円	2~4ヶ月
個人再生	裁判所が関与して、債務の大幅なカットと返済可能な再生計画を立て、これに沿って債務を返済します。	30~60万円	1年程度
自己破産	裁判所の手続きを通じて、債務免除をします。	30~60万円	2~6ヶ月

※費用や期間は目安です。

- 債務の原因や収入の状況などにより活用できる方法が異なります。
- 日本司法支援センター(法テラス)では債務整理費用の立替制度があります。

2 セーフティネット貸付けを利用してみる。

生活再建を目的とする公的機関による低利の融資制度があります。詳しくはお近くの社会福祉協議会や市町村の窓口にお問い合わせください。

極意 その5

家族の浪費癖や 依存症が心配…

本人等の申し出により一定期間、貸金業者が貸付けを自粛する制度があります。詳しくは日本貸金業協会までお問い合わせください。

買い物やギャンブルのため浪費や借金を繰り返す等、依存症が疑われる場合は適切な治療と支援が必要です。道内にも専門の相談機関がありますのでお早めにご相談ください。